

社会福祉法人甲山会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人甲山会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（週3日以上勤務する者） 報酬、賞与、退職手当、通勤手当及び旅費

(2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者） 報酬及び旅費

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表1に定める額

(2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当 別表3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当 社会福祉法人甲山会給与規定第16条に規定する職員に対する通勤手当の額に準じる額

(5) 旅費 常勤役員が業務のために出張するときは、社会福祉法人甲山会旅費規定に基づき、別に旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬の額の算出方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表4に定める額

(2) 旅費 非常勤役員等が業務のために出張するときは、社会福祉法人甲山会旅費規定に基づき、別に旅費を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程

に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 勤務月の翌月15日(その日が休日に当たるときは、社会福祉法人甲山会給与規定第7条の規定に準じた日)
 - (2) 賞与 毎年7月及び12月
 - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内
 - (4) 旅費 出張するとき又は精算時
- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、前項の規定に準じる。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出のあったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、月額報酬を12日で除した額を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月19日から施行する。
- 2 「社会福祉法人甲山会役員の報酬に関する規定」は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

- (1) 適用する役職名 理事長
- (2) 報酬表

報酬月額
380,000円

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3（常勤役員等の退職手当）

最終報酬月額×在職年数×係数1.00

注：上記在職年数は1か年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

区分	日額
理事会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

区分	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会への出席	10,000円
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円